

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁
100010	メガソーラー発電設備の設置に関する農振除外及び農地転用規制の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農地法第4条及び第5条 農地法施行令第10条及び第18条	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不許可。	原則農地転用不許可である農用地区域内農地(青地)において、メガソーラー発電設備を設置する場合には、公益性が特に高いと認められる事業として農用地等に含まれない土地とする。さらに、農用地等に含まれない集約的農地(第1種農地)を農地転用不許可の例外として認め、農地転用の許可を受けることを可能とする	【事業の実施内容】 太陽光発電の導入を推進している太田市では、メガソーラー発電設備の導入により、低炭素社会の実現を目指す。 具体的には、電力供給の確保を受けて、地域の事情に応じた「安全・安心な電力の安定供給」が当面の課題となることから、更なる太陽光発電の活用と普及を促進するため、発電所周辺で事業化が可能な農地に、特定供給者によるメガソーラー発電設備の設置が可能となるよう努める。 【提案理由】 メガソーラー発電の導入は、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現の観点から、社会一般に利益をもたらす公益的取組の1つである。持続可能な農地利用を確保し、第1種農地の場合は、原則農地転用不許可であることから、今後の事業推進は困難な状況である。この対応法として、求める措置の具体的内容のとおりとする。 上記のメガソーラー発電設備の導入事業が、再生可能エネルギーの普及等を促進することとなり、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現及び安全・安心な電力の安定供給が可能となるものとする。 【代替措置】 メガソーラー発電の検討では、発電所周辺を候補地とすることにより、電源線の負担の軽減及び対象となる農地が限定される。したがって、本提案が現実化した場合でも、本市全体の農地面積に入える影響は少ないものとする。	C	-	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図ることも必要。 他方、国内における様々な経済・社会活動に伴って一定の農地転用の需要が生じることも避けられないところ。 このため、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地(第2種農地、第3種農地)に誘導する必要、優良農地(農用地区域内農地、第1種農地)に係る農地転用許可を可能とするには困難。 なお、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「優良農地の確保に支障を生じないこと前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」ともとされていることを踏まえ、平成24年度中に取扱いを明確化していく考え。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。	今回の提案では、優良農地の周縁部となる農業的土地利用に不都合な発電所周辺を候補地としていることから、優良農地の良好な状態を維持・保全することへの支障は生じないものと考えられる。 候補地を限定することで、優良農地の確保と併せて、再生可能エネルギーの普及等を促進すると、低炭素社会の実現及び安全・安心な電力の安定供給の実現を目指すものである。	C	-	農地転用の需要に対しては、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしており、周縁部であっても農用地区域内農地及び第1種農地について転用を可能とするような許可基準の緩和等は困難。	1 0 0 7 0 1 1 0	太田市	群馬県	農林水産省
100020	メガソーラー発電設備の設置に関する農地転用手続の緩和	農地法第4条及び第5条	農地区分は、許可申請後判断されるもの。 第3種農地は、一般基準(農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防止)の妥当性を審査する基準を設けず、農地転用許可が可能。 第2種農地は、第3種農地に立地困難で、かつ、一般基準を満たす場合に許可可能。	第2種及び第3種農地において、メガソーラー発電事業が可能な農地については、制限の例外として農地転用の許可を不要とする	【事業の実施内容】 太陽光発電の導入を推進している太田市では、メガソーラー発電設備の導入により、低炭素社会の実現を目指す。 具体的には、電力供給の確保を受けて、地域の事情に応じた「安全・安心な電力の安定供給」が当面の課題となることから、更なる太陽光発電の活用と普及を促進するため、発電所周辺で事業化が可能な農地に、特定供給者によるメガソーラー発電設備の設置が可能となるよう努める。 【提案理由】 メガソーラー発電の導入は、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現の観点から、社会一般に利益をもたらす公益的取組の1つである。安全・安心な電力の安定供給が喫緊の課題であることから、更なる太陽光発電の活用と、手続の簡素化を図りたい。この対応法として、求める措置の具体的内容のとおりとする。 上記のメガソーラー発電設備の導入事業が、再生可能エネルギーの普及等を促進することとなり、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現及び安全・安心な電力の安定供給が可能となるものとする。 【代替措置】 メガソーラー発電の検討では、発電所周辺を候補地とすることにより、電源線の負担の軽減及び対象となる農地が限定される。したがって、本提案が現実化した場合でも、本市全体の農地面積に入える影響は少ないものとする。	C	-	農地の転用については、事業実施の確実性や周辺農地等への被害の防止等について審査を行う必要があるが、また周辺の土地利用の状況等が変化することで、農地区分をあらかじめ設定することはできないことから、許可不要とするには困難。						1 0 0 7 0 2 0	太田市	群馬県	農林水産省
100030	一般の株式会社農地の所有権取得を可能にすること	農地法第3条第1項及び第2項	法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件を満たし、農業委員会等の許可を受けなければならないとなっているところ。	農地の所有権取得の対象者を、人・農地プランに位置付けられ、農業経営基盤強化促進法第12条1項の規定により認定された法人とし、かつ対象農地を原則転用できない優良農地(農振農用地・甲種農地・第1種農地)に限ると、及び農業委員会等の第三者と法人の間での締結した協定に基づき、一定期間の耕作継続について第三者の判断を経たうえで、農業生産法人だけでなく、一般の株式会社についても、農地を所有して農業に参入することを可能とする。	【事業の実施内容】 農業関連で実績があり、一定の要件を満たす株式会社に関して、農地所有が実現でき、継続的な農地活用はもたらげること、民間企業のノウハウを生かした農産物の競争力強化につながり雇用と所得を確保できる。さらに、雇用増による人口減少抑制の観点からも、特区実現は地域活性化の試金石となり得る。 【提案理由】 1 認定農業者からの買付では営業中の弊があること。 2 継業者のない農業者の農地が宙に浮く恐れがあること。 3 事業の適正かつ円滑な実施のため、法人の行う事業の内容、法人が行う農地等の所在・面積や地域の農業における役割分担に関する事項等について、農業委員会と協議していること。 4 協定の締結後、一定の期間、協定を遵守して耕作を継続している農業者委員会が認めること。	C	-	1 平成21年の農地法改正により、 ① 農地の賃借については、農業生産法人要件を課さず、株式会社等の主体であっても自由に参入できるよう措置(改正農地法施行後約2年半で、約68万人が新たに参入)することとし、 ② 農地の賃借期間については民法の特例として50年の賃借を可能としたことあり、 一般の株式会社も長期的かつ安定的に農地を利用できるよう措置したところ。 2 従って、現行制度の下においても、提案理由にある「継続的な農地活用」や「民間企業のノウハウ」を活かした農業経営を行うことは可能であり、人・農地プランに位置付けられ、認定農業者と認められた法人であればなおこの長期的かつ安定的な農業経営に支障はないと認識。 3 一方、農地の所有権については、所有者が絶対的な管理・処分権限を持つことから、ひとたび権利の移転がなされると、耕作放棄等の不適切な利用がなされた場合において、元の所有者に所有権を戻す等の原状回復を図るための措置を講じることが困難であることから、農地の所有権の取得については、農業をその生活又は事業の主軸とした者に限ることとし、法人については、このことを客観的・体系的に判断する基準として農業生産法人制度を設けているものですが、株式会社であっても一定の要件を満たせば農業生産法人となることが可能。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。	弊社では下記の問題が生じており、継続的な農地活用と過疎地域の活性化に寄与するためには、農地の所有が不可欠であると考えている。 弊社の提案は、一般の株式会社も農地を所有して転用等を行うことなく、持続的に農業を行っていくような仕組みを作ることにより、特区にふさわしいと考えられるので、再考をお願いしたい。 1 農地所有者は、長期間の賃借よりも売買を希望 2 農地所有者の相続に伴う賃借解消の懸念	1 0 0 7 0 1 1 0	ベルグアール株式会社	愛媛県	農林水産省			
100040	保健保安林区域内での風力発電事業手続き簡素化	該当なし	保安林内の土地の形質変更に係る許可の基準については、変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点状のものを設置する場合等において可能。 ただし、保健・風致保安林内区域に建築物以外の工作物を設置するときは、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるに限る。 (森林法第25条の2第2項に基づき都道府県知事が指定した保安林を対象とし、農林水産大臣による技術的助言)	現行法で規定されている保健保安林内での工作物設置要件を、市町村計画への位置づけや状況に応じて、再生可能エネルギー普及に資する場合に緩和する。	本市の有望な自然エネルギーの一つである日本海沿岸の良好な風況を活用し、風力発電設備の積極導入を図るとして、環境負荷の少ないエネルギーを輸出に寄与する。現在、保健保安林区域内に工作物を設置する際の土地の形質の変更行為の許可基準は、その高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であることに限られている。 一方、保健保安林区域内であっても、現況として樹林帯が形成されていない野原で巨つ人の立ち入りもない広範囲エリアも存在することから、こうした部分を風力発電事業用地として有効活用する。 具体的には、市町村計画に事業推進の位置付けを行い、1基あたり0.05ヘクタール未満の点状の風力発電設備の設置で各地域に十分な発電量を確保し、保健保安林の機能の発揮に支障がないと判断される場合は、保健保安林区域であっても作業許可基準内として緩和すること。 【提案理由】 本邦では、東日本大震災後のエネルギー環境の変化に対応し平成24年3月に策定した新潟市スマートエネルギー推進計画に基づき、風力発電事業を推進している。平成24年度に実施した市域における風力発電適地調査の結果、適地と判断された当該地は、海岸部と樹林帯との間に広がる現況野原であるが、一体的に保健保安林の指定を受けている市域となっている。 当該地での風力発電設備の設置にあたっては、水を伏せず、市民のレクリエーション等の保健、休養の場としての機能を維持しながら設備設置が可能であり、本邦計画に基づき風力発電による再生可能エネルギーの普及促進に大きく寄与できる環境にある。	E	-	本提案事項に係る保安林は、森林法第25条第1項各号に掲げる目的のうち、第4号及び第10号を目的として都道府県知事が指定した保安林であると承知。 同法第25条の2第2項に基づき都道府県知事が指定した保安林に係る、同法第34条第2項に規定する土地の形質を変更する行為に關しての許可事務については、都道府県の自治事務(法第196条の各号に規定される法定受託事務以外の事務)となっており、当該自治事務の運用については、同法の範囲内で都道府県定める基準に基づいて行われるものである。 このため、ご提案に係る事業の実現に向けては、当該許可権限を有する新潟県とご相談いただくことになるものと考えている。				1 0 1 2 0 1 1 0	新潟市	新潟県	農林水産省		
100050	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)が適用される地域の要件(人口)の緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文及び同法施行令第3条第4号(農村地域から除かれる地域の要件)	農村地域工業等導入促進法の対象となる農村地域は、農振・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口10万人以上の市のうち、 ①人口20万人以上の市 ②人口増加率が又は製造業等就業者数の高い市が農村地域から除外されている。	人口20万人以上の都市は、農工法上の「農村地域」に該当せず、農工法が適用されないところ。合併によって人口が20万人以上となつた市については、合併前の人口が20万人未満であった旧市町村の区域に対して農工法の適用を可能とするよう努める。	企業誘致は、地方都市においては、地域経済振興及び雇用創出の効果が期待できる効果的な施策である。そして、企業誘致のためには、工業用地(団地)の確保が必要不可欠である。本市においても、既存の工業団地を、農工法により整備してきたところである。 しかし、平成の大合併における他の農村地域との合併により、人口が20万人を超えた都市となった本市(22年度末、237,730人)では、農工法上の「農村地域」に該当しないこととなり、農工法が適用できなくなつてきた。 このため、合併等の特段の理由により要件を満たさなくなった場合に限り、その適用を緩和されるよう努めるものである。 【提案理由】 近年、企業は比較的生活圏に近い立地を望むようになってきており、山村地域よりも、またまた工業用地に乏しい場所は、そのほとんどが農業事業と農用地であり、新規の工業団地開発が極めて困難な状況となっている。 本市では、農工法による企業誘致を推進する一方で、他県工業団地の必要はないと考えている。そのため、合併により人口が20万人を超えたとした都市についても、合併前の人口も適用される要件として認めるなど、特例的に農工法の適用を認める特区を申請するものである。	C	-	農村地域工業等導入法(以下、「法」という。)は、農村地域への工業等の導入を促進するとともに農業従事者が導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的としているところ。 法第5条第1項に規定する工業等の導入に関する実施計画の対象となる法第2条第1項に規定する農村地域は、農業振興地域、山村振興地域又は過疎地域の区域を有する市町村の区域であり、法施行令第3条第4号Aに基づき、人口二十万人以上の市の区域等が除かれているところ。 合併によって人口が20万人以上となった市に關し、合併前の人口が20万人未満であった旧市町村の区域について実施計画に係る対象地域とすることは、人口が少ないことや財政力が乏しいこと等により市町村の努力のみでは工業等の導入が困難な地域に及ぶため、各種の促進措置を講ずることによりこれを促進するという法の趣旨にそぐわないものであることから、特区による対応は困難である。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答された。	本市は合併前全ての市町村が農村地域であった。合併で人口は20万人を超えたものの、旧佐賀市の人口密度は1km当たり約1,600人だったものが、約550人に減少することともに、農業振興地域及び山村振興地域の割合は大きく、市北部には一部過疎地域も存在している。このように、本市が農村地域であるという実態には変わりなく、継続的かつ安定的な農業経営を図ることは、農業振興上の重要な施策であり、農業従事者の減少や高齢化の問題は、人口の増加のみによって解消されるものではなく、人口要件が工業等の導入に優位であるとは考えにくい。そのため、人口要件が農工法の対象地域を限定せず、自治体の実情で判断されるべきと考える。	1 0 1 7 0 1 1 0	佐賀市	佐賀県	農林水産省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100060	一定の工業団地開発計画に係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画の要件緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号	27号計画に基づき、農振除外・農地転用が可能な施設については、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定されているが、これを直接的な農業の振興に限定することなく、農地の流動化を目的として計画された工業団地等、「地域の特性に応じた振興を図るために必要な施設」まで広く緩和すること。	今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模農地として担い手に集約することで、農業の安定的経営を促進するとともに、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。 そこで、農地の流動化を促進する目的で農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として工業団地を開発し、雇農を希望する小規模農家や、担い手への農地集約を希望する農業従事者(以下「雇農希望農家等」)の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。 具体的には、工業団地開発に当たり、土地利用の実態や地域の事情及び自治体の職制計画(マスタープラン)が「農業振興地域整備計画」などへの位置付け等を勘案した上で、「27号計画」で農用地における工業団地開発が可能となるようにすることである。 (提案理由) 農用地における開発に当たり特定される27号計画において、「直接農業の振興を図るものではない」との理由から、当該計画による工業団地開発が認められない状況となっており、農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)が適用されない本市においては、新規の工業団地開発が非常に困難な状況となっている。 このため、自治体の「都市計画マスタープラン」や「農業振興地域整備計画」等の自治体計画における位置付け等の一定の要件のもと、27号計画での工業団地開発計画が可能となるよう求める。	C	-	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	本市の農業振興においては、高齢化等が著しい雇農希望者の農地を担い手に集約し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることは雇農の施策の一つと考えている。その実現のためには、雇農希望者が、雇農後の生活を営むための収入を安定的に確保するための雇用の場として、工業団地が必要であると考えている。また、計画地周辺の土地利用についても、本市の都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画において明確な位置付けを行い、適正な調整が図られている。以上のことより、本市の工業団地開発計画を「地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設」として27号計画の適用対象とすることを提案する。	C	-	企業立地促進の取組については、まちづくりの一環で、地域全体として農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を適正に図りつつ市街化区域への編入等により対応することが適当であり、必要に応じ、佐賀県の担当部局に御相談いただきたい。		佐賀市	佐賀県	農林水産省
100070	国の転用許可権限の限への委譲及び農地転用許可に係る大臣の事前協議の廃止	農地法第4条、第5条、及び附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合は、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要。	農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、地域の農林水産業の活性化につながる農地が認められた大規模転用の場合は、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止すること。	(提案理由) 農地転用の許可事務は、全国統一の許可基準によって法令化され、運用されている。都道府県の手続許可事務は、農業委員会の意見書送達や農業会議への諮問手続によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分する点には合理性がない。	C	-	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	-	・都道府県の行う転用許可は、農業委員会の意見書送達や農業会議の諮問によって、客観性が担保されているので、都道府県においても適正な判断が可能である。 ・農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながる農地が認められた大規模転用の場合は、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止していただきたい。		兵庫県	兵庫県	農林水産省
100080	遊休農地に係る農地転用、農振除外要件の緩和	農地法第4条及び第5条 農業振興地域の整備に関する法律第10条	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不可。	現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、園場整備されておらず、狭小・不整形のため保全管理水田(不付付け地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地域については、優れた交通アクセス網や近隣産業集積地との連携を活かした企業団地とするなど、地域経済の活性化を図るため、突急に応じて農地転用、農振除外を可能とし、他用途として活用できるようにする。	提案理由: 東日本震災以降、リスク分散として本市に立地を考えている企業や、業務拡大や新分野への進出などにより、企業団地に入居を希望する企業が増加している。 しかし、本市の企業団地の未分譲地は狭小で、短期間ですべて入居済みとなることが予想されることから、新企業団地を整備し、経済の活性化を図ることや雇用を創出することが急務となっている。 一方、市域の中には、農用地区域・第1種農地ではあるが、水利の不便な土地柄のため園場整備されておらず、狭小・不整形のため保全管理水田(不付付け地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地域(2ha)がある。この地域については、過去にインゴルフ増、住宅団地等、他用途として整備し、地域を活性化する計画があったが、いずれも農地転用の許可が下りず実現できなかった。 現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、以上のような地域については、突急に応じて農地転用可能とし、不付付け地相当分は企業団地として整備(17ha)することにより地域の活性化と雇用の創出を図る。また、耕作されている農地相当分は再整備(7ha)することにより農業利用と一体的な整備を図り、あわせて地域農業の継続性も確保しながら、有効な土地の活用を図る。 代替措置: 開削に供する農地相当分は、現在進めている農業振興整備計画の見直しにおいて確保に努める。	C	-	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	-	農用地区域内及び第1種農地であっても、水利が不便なため園場整備されておらず、狭小・不整形な土地がモザイク状に広がっており、さらに、所有者の高齢化・後継者不足等により耕作放棄地化が懸念される地域については、農地転用、農振除外の要件を緩和し、例外として扱うべきである。		富山市	富山県	農林水産省